

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A003995
	至	平成23年3月31日	法人名	公益財団法人三井住友海上福祉財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人三井住友海上福祉財団		
設立登記日(注)	平成21年12月1日		
法人の目的	交通安全又は各種災害及び高齢者の福祉に関する研究、施設又は事業に対する援助を行い、社会の福祉と繁栄に貢献することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	東京都中央区新川二丁目27番2号		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰り入れ割合	50%	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	45,681,254円	47,406,776円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄~3欄の合計額)	78.0%
1. 公益実施費用額	47,406,776円
2. 収益等実施費用額	0円
3. 管理運営費用額	13,350,195円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	30,100,000円	うち個人から	0円
		うち法人から	30,100,000円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	15,581,254円
-------------	-------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	1,440,879,322円	負債額	10,518円
		正味財産額	1,440,868,804円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	47,406,776円
遊休財産額	20,727,257円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)		1,028,538,249円
1.	公益目的増減差額	-36,567,913円
2.	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	1,065,106,162円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額		6,027,204円
(うち、退職手当の額)		0円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。